



## 新生日本の門出にあたつて

豊島区長 須藤喜三郎

待望の講和条約が遂に発効いたしましたことは洵に慶賀の至りに堪えず、皆さまと俱に深くお慶び申上げます。

「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒテ」との御聖断を拝してからここに七年有余、憶えは洵に苦難な独立の道でありました。四月二十六日連合国軍最高司令官リ大将は講和発効にあたり、日本国民に対し声明を発表し、「日米両国政府の合意による安全保障条約の締結この共通目的のために共同の努力

を払つた結果、東洋人と西洋人との接触にいままで類例のない相互間の理解と尊敬と信頼が生れて來た」と語り、日本が世界の一員として各国に仲間入りする資格のあることに対し祝福と讃辞をおられたことは各位の記憶にも新しい處であります。かくして二十八日日本は長い占領下を脱して独立日本として新生の日を迎えたのであります。

然しながら独立後の日本の将来は洵に多事多難であり特に長い占領下、無責任、卑屈無氣力に慣らされて來た国民が複雑な国際場面に対処し対外的にも対内的にも山積している幾多の諸問題を解決していくためには、洵に容易ならぬ国民の奮起と偉大なる努力とを要するところであります。

新生日本の進むべき道は國民が等しく民主主義を目指して行くことにあると思います。この目的達成のためには超國家主義と共産主義の左右極端な危険な思想から脱し、安寧と秩序ある中道を進む独立国家として世界の和平と文化に寄与するものでなければならないのです。今日独立を贏ち得た喜びと共に新生日本再建に課せられた幾多の使命を思うとき、再建え棘の道は遠く続いているのでありますから、この新しき門出にあたり皆さまと共に責務の重大と任務の困難などをより一層肝に銘じ、明日その決意と努力とを望んでやまぬ次第であります。

【写眞は須藤区長近影】

# 豊島区政公報

昭和27年5月10日  
第30號  
行所 642番地  
豊島区役所  
編集發行人 沢 謙治  
自 治 協 議 會  
電話大塚(86)1101-5  
印 刷 株 式 會 社  
文林堂 印刷

## 区議会

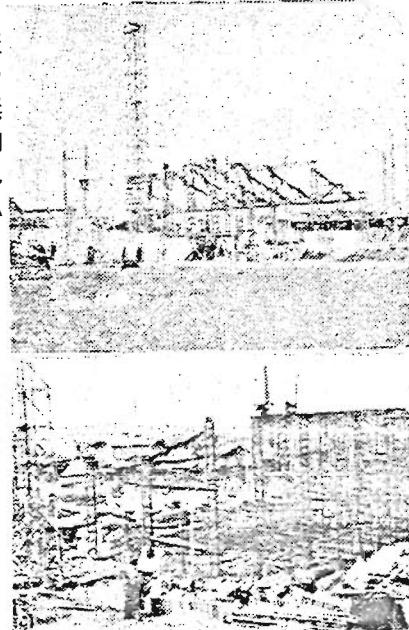
四月中に開かれた  
各種委員会  
財務建設連合委員会  
財務委員会  
教育委員会  
運営委員会  
その他自治権擁護の会  
回回回回回回

## 豊島区公会堂の工事着々進捗

三月一〇日	玄関側根伐完了
三月三一日	同部分基礎コンクリート打完了
四月一〇日	舞台側捨コンクリート打完了
四月二〇日	同部分基礎鉄筋コンクリート打完了
四月三十日	玄関側鉄骨柱の建方完了 舞台側地下室及び舞台床鉄筋コンクリート打完了

真参照

二月二七日の起工式終了後直ちに工事に着手したが三月四月共雪雨が多く、当初の工程計画通り進捗していないので、夜間作業又は部分的には徹夜作業等を以つて工期短縮を計ると共に、四月より区議会に於ても全議員総出勤による毎月二回以上、毎日三名以上の編成で現場監督にあたられ、区監督員、施設者に適切なる指導と鞭撻を与えられつつあります。尙現在までの工事経過は次の通りであります。(写真参照)



## 講和発効記念式典挙行

講和発効記念式典挙行  
憲法施行記念式典挙行  
講和発効記念式典挙行  
憲法施行記念式典挙行

講和発効記念式典挙行  
憲法施行記念式典挙行  
講和発効記念式典挙行  
憲法施行記念式典挙行

区民の要望に応える

## 區政地區協力員

## 「協議会開催す

## 公益事業各機関の地区進出

区民の日常生活に最も関係の深い電気、ガス、水道、清掃、土木等所謂公益事業に対する区民の意見を聞き、要望を聴き、関係員出席の上懇切に応答を行い、以て公益事業の効率的運営を図ると共に区に設置する世話係と、公益業務連絡委員会の趣旨の徹底を図る

木並清掃に対する希望が圧倒的に多く、之に關しては土木課並清掃事業部豊島出張所に於ても、極力要望に沿う様、諸般の態勢を整備中である旨

ある要望は、何んと申しても土木並清掃に対する希望が圧倒的に多く、之に關しては土木課並清掃事業部豊島出張所に於ても、極力要望に沿う様、諸般の態勢を整備中である旨

当日は各機関から夫々数名

迎えられた。

メジロ、ヒバリ、ウグイス等の保護鳥は植林や農作物を喰い荒らす害虫を駆除するほか、愛飼用としても広く飼養され、我々の生活に大きな意義に終了した。

全地区に於ける葉種別によ

る要望は、何んと申しても土木並清掃に対する希望が圧倒的に多く、之に關しては土木

課並清掃事業部豊島出張所に於ても、極力要望に沿う様、諸般の態勢を整備中である旨

当日は各機関から夫々数名

迎えられた。

## 野生鳥類を愛護致しましよう

## ||狩獵法の解説||

メジロ、ヒバリ、ウグイス等の保護鳥は植林や農作物を

喰い荒らす害虫を駆除する

か、愛飼用としても広く飼養

され、我々の生活に大きな

利益と潤いをもたらして居る

が、最近これらの鳥類が目立つてその数を減じつあり、誠に憂慮される状態にある。

乃で度東京都では鳥類愛護

思想の喚起、普及を図るため

五月十日より一週間をバード

ウイーク(愛鳥週間)として

いろいろの行事を実施するこ

とに至つたので、この機会に

狩獵法の規定より主要な事項

を抜粋し、鳥類の保護繁殖に

について一般の御理解と御協力

を得たい。

二、狩獵鳥獸について

保護鳥とは狩獵鳥獸を除く

すべての野生鳥類を云うが、

このうちメジロ、ウグイス、

ヒバリ、マヒワ、ウソ、ホホ

ジ、コウライキジ、ヤマドリ

スズラ、コジニケイ、カモ類

等の保護鳥はゴイサギ、キ

ガシ、コウライキジ、ヤマドリ

タリガラス、ミヤマガラス、

スズメ、その他(以上鳥類)

の場合は農林大臣の許可を要

ることになつて居る。この

申請手続については区役所商

工課又は最寄の小鳥販売店に

登録票を常に携帯しなければ

ならない。特に空氣銃につい

ては許可を要しないと誤認せら

れている向も多いで充分御

注意願いたい。専用銃銃

手続は都内各銃砲店に於

て取扱つて居る。

五、狩獵場所について

狩獵禁止区域に指定され

居る場所に於て狩獵すること

が出来ないのは勿論であるが

この他左に掲げるような場所

に於ける銃砲は禁止されてい

る。公道、社寺境内、墓地、市

街地、その他人家密集せる場

所。

以上述べた事は狩獵法の概

要であるが、同法の目的とす

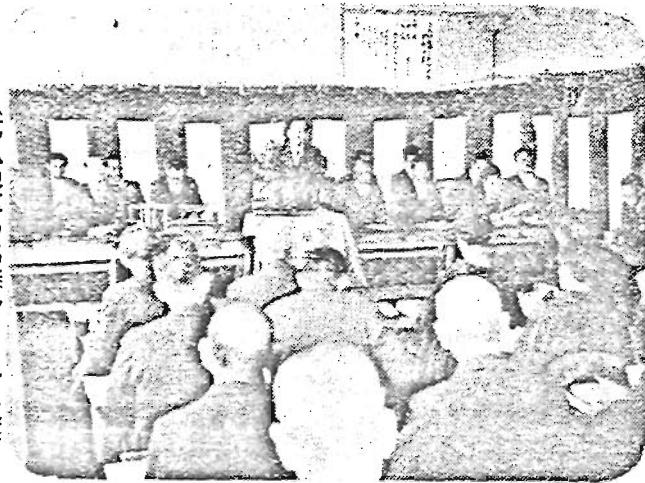
るところはあくまで野生鳥獸

類の保護繁殖にある事を充分

御理解の上、年々減少しつつ

ある鳥獸類の品種の維持と育

成に御協力を願い致したい



(第八地区の協議会 千早校)

## 画期的計画のもと

## 春期大掃除の徹底的実施

## 衛生相談員の全面的献身活動

毎年春秋二回我々は大掃除を実施して来たのであるが、従来は稍稍もすると形式に堕した嫌があり、多くの家庭が安易な気持ちで当つたものようであり、所期の目的は達し得べくもない状態であった。

勿論之れは、行政当局の指図によつて実施され

るものでなく、区民の理解と自覚で行はれるのが理想であるとは云え、関係官庁の計画が区民の実

施やすい様に仕向ける事も緊要でなければならぬ。

既に本区では、須藤区長の発意により区民の自発的協力を得て「蚊も蝶も蟹も一匹もいない住み良い衛生豊島」の大理想を實現する為、衛生相談員を設置したが、その第一回の運動展開として四月三十日から五月十日まで実施の春季大掃除に之等衛生相談員が中心となる画期的計画を実施に移

即ち区役所、保健所、清掃事業部が一體となり緊密な連絡をとつて実施の大綱を地区委員長連合協議会並出張所長事務部に於て協議の上、各地区はそれに基き、その地区的実情を考慮し最も効果的な方法を地区委員会に於て協議の結果、地区委員、地区協力員、衛生相談員が一丸となり強力に展開した。

又今回衛生相談員の活動と相俟つて大掃除に要する薬剤(DDT粉末、同油剤、同乳剤等)、器具(噴霧器、草刈鎌、バケツ、樽、リヤカー等)は爾後の使用も考慮の上、区に於て大量購入の上各出張所に配置し、之が配分、使用並に「施行済証」の適正な貼付等には衛生相談員が献身的に活動を展開し、其の他の都のニニースカーフの出勤に周知ビラの新聞折込配布等、全機能を挙げてこの

春季大掃除をより効果的により能率的に実施したので、この成果は今夏につきりと現はれてくるであろう。

以上述べた事は狩獵法の概要であるが、同法の目的とすとるところはあくまで野生鳥獸類の保護繁殖にある事を充分御理解の上、年々減少しつつある鳥獸類の品種の維持と育成に御協力を願い致したい

## 豊島區

### 在外同胞帰還促進会発足す

講和条約の発効を見、吾国が完全なる独立国として再出発をするときにあたり、今なお遠く異郷の地において黙々と帰国の日の来るのを待つて多くの同胞のあるを想うとき、この重大な問題の解決促進すべく豊島区在外同胞引揚促進会を結成し、去る四月二十八日午前九時より池袋山手映画劇場において発会式を行なった。

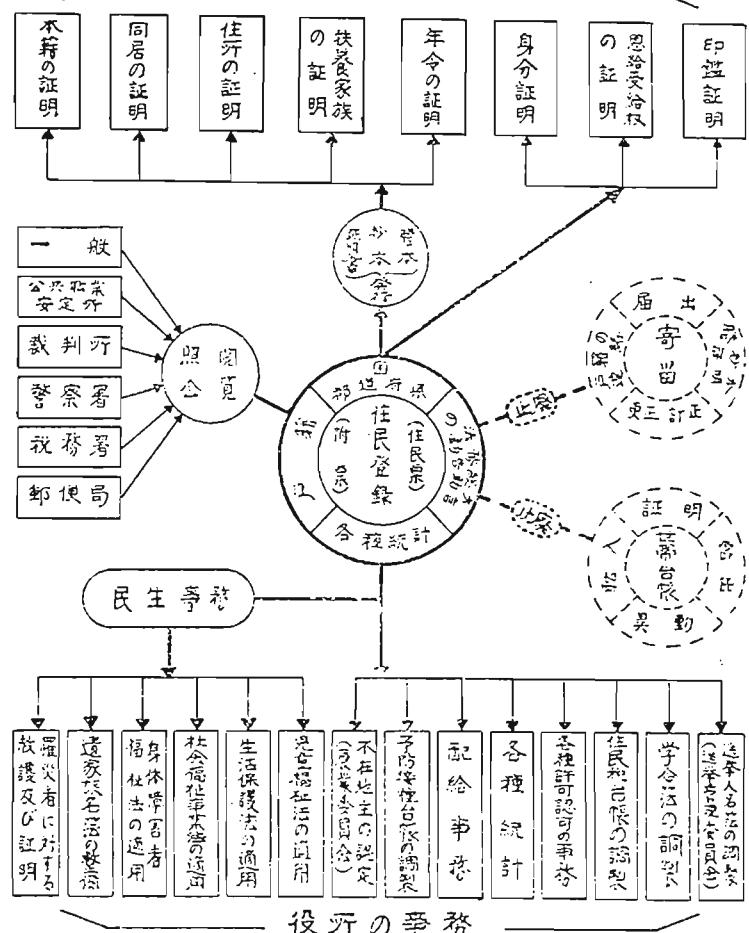
この日留守家族多数の参集を得て定刻開会、発起人により開会の辞、ついで経過報告があり、統いて須藤区長より激励の挨拶あり、次に鯨岡引揚促進連盟理事長、区議会より厚生委員長代理加藤太一区議、山手映画劇場主佐々木千里氏の挨拶が夫々あつて感謝の裡に会を終了した。

### 来る7月1日 一齊登録 の行われる



住民登録の利用図表

### 住民の利用



豊島区

### 住民登録法とは

● 住民登録法はなせてきたか  
七月一日午前零時を期して全国一齊に行われる住民登録は昭和廿三年秋以来各市区町村や全國連合戸籍事務協議会その他各方面から制定を要望され昨年六月八日法律第二一八号で、公布されました。この登録制度は市町村においてその

住民を登録することに依て住民の日常生活の利便を図り常人口の状況を明らかにして各種行政事務の適正で簡易化に資するため重大な使命をもつて制定せられたものであります。

現行の寄留制度は、大正三年に制定された寄留法を根拠として戸籍と相待つて実施されていましたが、本籍外に住所を有する者のみを登録する制度で住民全部の対象とならない為日常生活の実益が少く行政上の利用価値に

も乏いので早急に改革されなければならぬ運命になつていた。又世帯台帳制度も法律としているため、これを市区町村の公簿として行政施策の資としているため、これに代るべき制度が必要となつたのであります。

以上の理由から、これらの不便不利を取り除き、両制度を廃止統合して正確な住民台帳を作製し、これ等の目的を達しようとするのが、この制度のできたわけです。

● どんな人が登録されるか  
この住民登録の対象となるのは、その市区町村の区域内に生活を営む住民の全部が世帯毎に登録されるので、単に居所を有するに過ぎない者は対象とならない。また皇族及び外国人登録令によつて、登録されている者、占領軍関係者、外国政府の公務を帶びて駐在する者並にこれらの家族

